

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	97 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	88 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	64 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月まで
私の母は、私が上京していた 20 歳の時に、実家で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 61 年 7 月に払い出され、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されていること、その後の同年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料は同年 7 月 2 日に、同年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は同年 11 月 20 日に、それぞれ現年度納付されていることが申立人が所持する領収証書で確認でき、いずれの納付時点でも申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親及び母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の父親は、いずれも 39 年 4 月以降 60 歳に到達するまで保険料を全て納付していること、申立人と同じく母親が加入手続をしていたとする申立人の姉は、60 年 2 月頃に手帳記号番号が払い出されており、被保険者資格取得時の 59 年 3 月までの保険料を遡って納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。現在も居住している市の資料では申立期間の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 54 年 10 月以降国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 56 年 9 月頃に払い出され、54 年 10 月から 56 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが申立人の所持している領収証書から確認できるほか、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、52 年 11 月に国民年金に任意加入した後、60 歳到達前の平成元年*月まで保険料を全て納付し、その後同年 8 月に再び任意加入し、65 歳に到達するまでの保険料を納付している。

また、申立人の申立期間を含む昭和 54 年度の保険料について、オンライン記録では、申立期間が未納とされ、その後の 54 年 10 月以降の期間は納付済みとされているが、申立人が現在も居住している市の「国民年金資格・納付情報資料」（平成 16 年度までの資格履歴及び保険料納付状況が記録されている。）では、申立期間が納付済みとされ、その後の 54 年 10 月以降の期間は未納とされており、両者の記録に不整合な点が認められ、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が認められるほか、申立人の手帳記号番号が払い出された 56 年 9 月頃時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができないが、当時の加入手続きや保険料収納事務の運用に際して、実際に加入手続きが行われた後しばらくして手帳記号番号が払い出されたりしている例も認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が平成 17 年 4 月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人の基礎年金番号は平成 10 年 10 月 23 日に付番され、申立人は 20 歳になった 10 年*月から厚生年金保険に加入する前の 17 年 3 月まで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、また、全て現年度納付であることがオンライン記録で確認できるほか、申立人の母親は申立期間の保険料を申立人が 11 年 4 月に転居し居住していた市から納付書を送ってもらい納付したと説明しているところ、当該市は、希望があれば親元に納付書を送っていたと思われると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から同年 9 月まで
私は、昭和 46 年頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 10 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の 46 年 10 月から同年 12 月までの保険料は 47 年 1 月 5 日に現年度納付されていることが国民年金被保険者台帳で確認でき、当該納付時点でも申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、婚姻した時に国民年金の加入手続を行い、昭和52年度からは3か月ごとに口座振替で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻時の昭和48年10月に任意加入したことにより払い出されており、申立人は、同年同月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることが特殊台帳で確認できること、申立人は、申立期間の保険料は夫名義の金融機関口座から口座振替で納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた市では、申立期間前の昭和50年度から口座振替による収納を開始していたこと、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、申立人及びその夫の生活状況に変化は見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私は、平成5年6月に会社を退職後すぐに転居し、予備校に入学した。国民年金の切替手続は転居先の市役所で住民票の転入届と同時に行い、6年3月までの国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年8月頃に払い出されており、申立人は、申立期間直後の6年4月以降、国民年金保険料の申請免除期間を除き全て保険料を納付していること、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人が一括で納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から51年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和47年3月に国民年金に任意加入した際に付加保険料の納付の申出を行い、納付書が送られてきた都度に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間については、申立人は、当該期間当初の50年1月に国民年金付加保険料の納付の申出を行っていることが申立人の年度別納付状況リスト及びオンライン記録で確認でき、申立人は当該期間の付加保険料を含む保険料納付書を受け取っていたと考えられ、付加保険料のみが未納となることは考えにくいこと、当該期間中の同年4月から51年3月までの期間の保険料について、重複納付を事由として還付の決定が行われ、還付金の支払が時効消滅とされていることが還付整理簿で確認でき、その過誤納金額は当該期間の定額保険料の額及び付加保険料の額のいずれとも相違しており、申立人の居住する区を管轄する年金事務所においても、当該金額の根拠は不明であると説明しているが、重複納付を事由に過誤納とされたことからみれば、当該期間の付加保険料は既に納付済みであったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は昭和51年4月から58年12月まで当該期間を除き付加保険料を含む保険料を納付しており、付加保険料を含む保険料を継続的に現年度納付していたことがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 47 年 3 月から 49 年 12 月までの期間については、上記のとおり、申立人は当該期間直後の 50 年 1 月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認でき、付加保険料は納付の申出を行った日の属する月から納付することができることとされていることなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間の定額保険料を昭和 61 年 11 月 19 日に過年度納付したことを示す領収証書を所持しており、当該納付時点で当該期間の付加保険料は納付することができないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年2月から43年9月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、20歳から国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は当該期間を除き昭和43年10月以降60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続をした記憶は無く、申立人の国民年金の加入手続をしてくれたかもしれないとする申立人の両親から加入手続の時期等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和45年11月頃に払い出されており、この払出時点は第1回特例納付の実施期間中であるものの、申立人は20歳まで保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、申立人が居住していた区では、当該期間当時には印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は当該区では印紙検認により保険料を納付した記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から同年 6 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 33 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 57 年 2 月から同年 6 月まで

私は、婚姻後に国民年金に加入し、加入時に付加保険料の納付の申出も行った。加入後の国民年金保険料は、最初から付加保険料も含めて納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から同年 6 月までの期間については、申立人は、同年 3 月の結婚を契機に転居し国民年金に加入したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は転居直後の同年 4 月に払い出され、申立人が所持する年金手帳には、付加保険料の納付の申出が同年 3 月 30 日に行われていることが確認でき、当該期間は付加保険料を含めて保険料を納付することが可能な期間であり、申立人は当該期間直後から 61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得するまでの期間は付加保険料を含めた保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は上記のとおり、付加保険料の納付の申出前の期間であり、制度上、付加保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から同年 6 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 12 月 2 日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 17 年 12 月 2 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書又は賞与データ一覧及び申立人から提出された預金通帳又は賞与支給明細書等により、申立人は、平成 17 年 12 月 2 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与データ一覧において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 38 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21814	女		昭和17年生		19万6,000円
21815	女		昭和13年生		23万円
21816	女		昭和14年生		18万6,000円
21817	女		昭和19年生		14万7,000円
21818	女		昭和46年生		22万4,000円
21819	女		昭和45年生		12万円
21820	男		昭和54年生		19万1,000円
21821	男		昭和51年生		20万7,000円
21822	女		昭和34年生		3万円
21823	男		昭和57年生		3万円
21824	男		昭和53年生		3万円
21825	男		昭和39年生		34万5,000円
21826	男		昭和34年生		35万5,000円
21827	女		昭和27年生		6万5,000円
21828	女		昭和52年生		16万円
21829	女		昭和54年生		13万円
21830	男		昭和34年生		41万5,000円
21831	女		昭和24年生		15万円
21832	女		昭和48年生		12万5,000円
21833	女		昭和21年生		6万5,000円
21834	女		昭和54年生		41万円
21835	女		昭和51年生		13万5,000円
21836	女		昭和54年生		4万5,000円
21837	女		昭和35年生		4万5,000円
21838	女		昭和22年生		2万8,000円
21839	女		昭和53年生		4万円
21840	女		昭和56年生		2万5,000円
21841	女		昭和58年生		3万5,000円
21842	女		昭和57年生		4万円
21843	男		昭和51年生		23万円
21844	女		昭和47年生		31万5,000円
21845	女		昭和58年生		16万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21846	男		昭和46年生		21万円
21847	男		昭和19年生		10万円
21848	男		昭和52年生		20万2,000円
21849	男		昭和47年生		27万5,000円
21850	男		昭和45年生		27万5,000円
21851	男		昭和51年生		19万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から同年 7 月 16 日まで
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受けていた報酬月額より低額である。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 7 月 16 日より後の 7 年 3 月 2 日付けで、資格取得時に遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成 7 年 3 月 2 日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正された従業員は、代表取締役を含め 39 人確認することができる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 74 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 37 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 74 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 80 万円、19 年 7 月 14 日は 86 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までに係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 83 万円、同年 12 月 14 日は 80 万 3,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日はそれぞれ 86 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」、「源泉徴収票」及び「市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)」並びに金融機関から提出された「お取引明細表(普通預金)」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日は74万円、同年12月10日は80万円、16年7月13日は83万円、同年12月14日は80万3,000円、17年12月13日は86万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ86万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 65 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 32 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 65 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③及び④に係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 70 万円、同年 12 月 14 日は 67 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

A社において、申立期間①から⑤までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控

除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていないことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。

B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」及び「給与支給明細書」、申立人から提出された「給与支給明細書」、「源泉徴収票」及び「市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)」並びに金融機関から提出された「お取引明細」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間①、②、③及び④にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ65万円、16年7月13日は70万円、同年12月14日は67万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤について、申立人から提出された退職金計算書及びオンライン記録により、申立人は、平成17年7月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成17年7月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 63 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 32 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 63 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 63 万円、19 年 7 月 14 日は 69 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までに係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 66 万円、同年 12 月 14 日は 63 万 8,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日はそれぞれ 69 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」及び「源泉徴収票」、行政機関から提出された「市民税・県民税課税証明書」並びに金融機関から提出された「取引推移一覧表」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ63万円、16年7月13日は66万円、同年12月14日は63万8,000円、17年12月13日は69万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ69万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 65 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 33 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 65 万円、19 年 7 月 14 日は 71 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までに係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 68 万円、同年 12 月 14 日は 65 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日はそれぞれ 71 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」、「源泉徴収票」及び「市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」並びに金融機関から提出された「お取引明細表」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ65万円、16年7月13日は68万円、同年12月14日は65万7,000円、17年12月13日は71万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、それぞれ71万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 63 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 32 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 63 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 63 万円、19 年 7 月 14 日は 35 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までに係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 66 万円、同年 12 月 14 日は 63 万 8,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日及び 18 年 7 月 12 日はそれぞれ 69 万円、同年 12 月 13 日は 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ63万円、16年7月13日は66万円、同年12月14日は63万8,000円、17年12月13日は69万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日及び18年7月12日はそれぞれ69万円、同年12月13日は70万円、19年7月14日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 60 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑦までに係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 63 万円、同年 12 月 14 日は 60 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日及び 18 年 7 月 12 日はそれぞれ 66 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

⑥ 平成17年12月13日

⑦ 平成18年7月12日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ60万円、16年7月13日は63万円、同年12月14日は60万9,000円、17年12月13日は66万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤及び⑦に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、それぞれ66万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 59 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 60 万円、19 年 7 月 14 日は 66 万 3,000 円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までに係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 63 万円、同年 12 月 14 日は 60 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日はそれぞれ 66 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日は59万円、同年12月10日は60万円、16年7月13日は63万円、同年12月14日は60万9,000円、17年12月13日は66万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日及び18年7月12日及び同年12月13日はそれぞれ66万円、19年7月14日は66万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 29 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑥までに係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 63 万円、同年 12 月 14 日は 60 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日及び同年 12 月 13 日はそれぞれ 66 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

⑥ 平成17年12月13日

A社において、申立期間①から⑥までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ58万円、16年7月13日は63万円、同年12月14日は60万9,000円、17年12月13日は66万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、66万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 11 年 1 月 31 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に減額訂正されている。同社では、社会保険の事務手を担当していたが、標準報酬月額の減額訂正処理には関与していないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 8 年 9 月から 10 年 12 月までは 47 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 1 月 31 日）の後の 11 年 2 月 8 日付けで、8 年 10 月、9 年 10 月及び 10 年 10 月の定時決定が取り消され、遡及して 8 年 9 月の随時改定（11 万円）及び 9 年 10 月の定時決定（11 万 8,000 円）が記録された結果、8 年 9 月から 9 年 9 月までは 11 万円、同年 10 月から 10 年 12 月までは 11 万 8,000 円になっていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員でないことが確認できる。

また、A 社の代表取締役は、当時のことはよく分からないと回答しているため、代表取締役から申立人の社会保険事務に関する権限について確認することができないが、同社の当時の取締役は、申立人は社会保険事務担当であったが、権限は無く事業主の指示の下に対応していた。また、代表者印は事業主が管理しており、最終的には社会保険関係の処理も含め事業主が全て行っていたと供述している。

以上のことから、A 社においては、代表取締役が社会保険の届出事務に権限を有しており、申立人は社会保険事務担当者であったが、実質的な権限は無かったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 2 月 8 日付けで行われた申立人の申立期間に係る標準報酬月額の特減訂正処理は事実上即したものと認められず、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、社会保険事務所が申立期間の標準報酬月額を遡及して特減訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 7 月 25 日は 12 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 25 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 3 月に申立期間の賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料支払明細書（控）」により、申立人は、平成 20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 25 日は 12 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 7 月 25 日は 16 万円、同年 12 月 25 日は 15 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 25 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 3 月に申立期間の賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料支払明細書（控）」により、申立人は、平成 20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 25 日は 16 万円、同年 12 月 25 日は 15 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を6万円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年9月1日まで
ねんきん定期便を確認すると、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額と相違していることが分かったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿等によると、申立人の標準報酬月額は、昭和42年7月の随時改定において4万8,000円、43年10月の定時決定において1万2,000円（申立期間の標準報酬月額）、44年9月の随時改定において6万円（当時の厚生年金保険の最高等級。上記被保険者名簿では8万円と記録されている。）と記録されていることが確認できる。

しかし、B社から提出された人事記録から、申立人は、申立期間当時は国内で勤務し、申立人の職種、役職及び資格に変更は無かったことが確認できる。

また、申立人と同じフロアで勤務していたとする同僚は、「申立人が長期間欠勤した記憶は無く、当時は、昇給はあっても極端な給与の減額は考えられない。」旨供述し、B社の現総務人事担当者は、「当時の賃金台帳が無いため詳細は不明だが、申立人の標準報酬月額が極端に下がることは考えにくい。」旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人と同期入社した従業員54人について、昭和43年の定時決定又は随時改定において標準報酬月額が極端に減額されている者はおらず、当該定時決定又は随時改定における標準報酬月額が6万円である従業員が多数確認できることから、事業主が申立人の同年10月の定時決定において、標準報酬月額1万2,000円に相当する報酬月額を届け出たとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の変遷について日本年金機構に照会し

たところ、「当時の届出資料等は残されておらず、当時ほどの様な取扱いであったか不明であるが、申立人の標準報酬月額に係る記録を事業所別被保険者名簿に転記する際に誤って記入したことは考えられる。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を6万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額 (66 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を 66 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 33 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 33 万円とされているが、申立人は、申立期間②について、標準賞与額 33 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を 33 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 40 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 18 年 7 月 14 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、申立期間②の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間①に同社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準給与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び給与額から、66万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間②にA社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準給与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、33万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る標準給与額の届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（55 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を 55 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 27 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 27 万円とされているが、申立人は、申立期間②について、標準賞与額 27 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を 27 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 42 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 18 年 7 月 14 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、申立期間②の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間①に同社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準給与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び給与額から、55万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間②にA社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準給与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、27万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る標準給与額の届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額 (57 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を 57 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 30 万 2,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間②について、標準賞与額 30 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を 30 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 42 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 18 年 7 月 14 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、申立期間②の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、57万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、30万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（9万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 48 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 18 年 7 月 14 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 20 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（39 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を 39 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 17 万 7,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間②について、標準賞与額 17 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を 17 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 23 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 18 年 7 月 14 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、申立期間②の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間①に同社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準給与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び給与額から、39万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間②にA社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準給与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、17万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る標準給与額の届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月20日に申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 22 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 18 年 7 月 14 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、20 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 20 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 32 万 2,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 33 万円であることから、32 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 36 万 1,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 37 万円であることから、36 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 9 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 9 万 7,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 10 万円であることから、9 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 102 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 102 万 4,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 105 万円であることから、102 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 41 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 41 万 9,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 43 万円であることから、41 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 73 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 73 万 1,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 75 万円であることから、73 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月19日及び16年12月21日は8万円、17年8月26日は4万8,000円、同年12月20日は3万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年8月26日
④ 平成17年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、8万円とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は4万8,000円、賞与額に見合う標準賞与額は5万円

であることから、4万8,000円とすることが妥当であり、申立期間④の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は3万8,000円、賞与額に見合う標準賞与額は4万円であることから、3万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した控え等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月10日から51年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の申立期間当時の経理担当者は、申立人は社員として勤務し、社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除していたと供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、上記の上司及び複数の同僚に係る資格取得日は、自身が記憶する入社日とほぼ一致していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の資格取得日が、A社が加入していたB厚生年金基金における資格取得日と一致していることから、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同一の資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が昭和51年3月1日を資格取得日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る 50 年 7 月から 51 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年3月10日、資格喪失日に係る記録を37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月10日から37年2月1日まで

A社C支店に、学生アルバイトのD係として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、定時制高校に在学しながら勤務していたが、同社同支店に同じ職種で勤務していた同級生には加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ定時制高校に在学しながらA社C支店において学生アルバイトとして申立人と同じ業務に従事していたとする同僚には、同社における申立期間の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、上記同僚のほか、自身と同じ定時制高校に在籍し、A社C支店に学生アルバイトとして勤務していた同僚二人の氏名を記憶しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、いずれも上記同僚と同日の昭和36年3月10日を資格取得日とする被保険者記録が確認できる。

加えて、上記被保険者名簿によれば、上記同僚と同日の昭和36年3月10日に同社において被保険者資格を取得している従業員が約90人確認でき、このうち連絡先が判明した12人に、自身の身分及び職種を照会したところ、回答のあった5人全員が学生アルバイトとしてA社に勤務していたとしており、このうち3人は、申立人とは別の支店

ではあるものの、申立人と同じD係として勤務していたとしている。

また、B社は、申立人と同じ学生アルバイトであったとする者の厚生年金保険の加入記録が複数あることから、学生アルバイトも厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除していたと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じA社C支店に学生アルバイトとして勤務していた同僚の標準報酬月額の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、上記被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年3月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月15日から48年3月26日まで

A社に勤務した期間のうち、出向先であるB社からA社に異動した申立期間の加入記録が無い。申立期間にB社からA社への異動はあったものの、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、申立人の異動日を特定できる資料は保管していないが、申立人のB社における離職日は昭和47年7月15日とされていることから、同日であると考えられるとしている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 20 日及び同年 12 月 20 日はそれぞれ 87 万 9,000 円、20 年 12 月 19 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 20 日
② 平成 19 年 12 月 20 日
③ 平成 20 年 12 月 19 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している賞与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 7 月 20 日及び同年 12 月 20 日はそれぞれ 87 万 9,000 円、20 年 12 月 19 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時

の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年1月26日から同年2月5日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月5日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月26日から同年4月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成11年4月20日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年1月26日から同年2月5日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社発行の源泉徴収票に記載された退職日から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社における申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年1月26日）より後の平成11年2月5日付けで、同年1月26日と処理されているが、同様に同年2月5日付けで資格喪失日を同年1月26日として処理された従業員は、申立人を含め9人いることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、平成10年4月の資格取得時に22万円、同年10月の定時決定で26万円と記録されていたところ、11年2月5日付けで、遡って15万円に減額訂正処理されており、同日付けで、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正処理が、A社の役員及び従業員（申立人を含む。）の計14人について行われていることが確認できる。なお、申立人の当該標準報酬月額については、合理的な理由が無い訂正処理による記録であるとして、管轄年金事務所において、23年6月27日に記録の回復がなされている。

さらに、複数の従業員は、A社は当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所

(当時)により、電話や職員の来訪などが行われていたと回答している。

その上、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は、申立期間も法人事業所であったことが確認できることから、平成11年1月26日において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、標準報酬月額を遡って減額訂正する処理及び資格喪失日を平成11年1月26日とする処理は、滞納保険料を解消するために行われた一連のものであり、合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である同年2月5日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年12月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成11年2月5日から同年4月21日までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主からは聴取できず、当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に勤務していたことが確認できる複数の従業員に当該日より後の勤務及び保険料控除について照会したところ、回答があった全員はいずれも勤務していたとしているが、保険料控除を裏付ける資料は得られず、いずれも申立期間始期の平成11年1月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の給与担当者は、事業主からA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の説明を受け、資格喪失日以降は給与から保険料を控除していないと供述している。

加えて、申立人から提出された上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額からは、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年5月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年5月1日から5年12月31日まで
A社で勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、自身の受けていた給与より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年5月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、3年5月から4年9月までは53万円と記録されていたところ、同年10月6日付けで、遡って15万円に減額訂正されている上、申立人と同様な減額訂正処理が、A社の元代表取締役と二人の元役員についても行われていることが確認できる。

また、A社の滞納保険料に係る資料によると、平成3年度に社会保険料の滞納が発生していることが確認できる上、上記減額訂正処理日の前後の期間に被保険者であった元従業員は、「A社では給与の遅配もあり、平成4年9月から同年10月頃までの同社の景気は良くなかったと思う。また、同社における社会保険料の滞納については、詳しい時期は記憶していないが督促状は見たことがある。」と回答している。

さらに、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員とはなっておらず、従業員に照会したところ、社会保険業務に従事していた者として申立人以外の氏名を挙げていることから、申立人は上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成4年10月6日付けで行われた減額訂正処理は事実上即したものとは考え難く、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正処理する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年

5月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月について、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、同年10月の定時決定により15万円と記録されており、遡った訂正処理等、不自然な点は見当たらない。

また、A社の元代表取締役等に照会したが回答を得られず、申立人も当該期間における保険料控除を確認できる資料を有していない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 20 年 12 月 20 日における標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 8 月に、申立期間当時の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年7月25日、資格喪失日が55年6月25日とされ、当該期間のうち、同年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社B地区事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社本社から同社本社B地区事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「海外研修に行つて、昭和55年5月に帰つてきた。」と供述しているところ、A社CセンターDグループの担当者は、「海外研修中における所属は本社となり、海外研修が終わると配属先が発令され、本社での資格喪失の手続を直近の給料の締め日に合わせて行うので、申立人の本社における資格喪失の手続は、昭和55年5月25日に行つたのだと思う。次の異動先において同日で資格取得届を

提出しなければならなかったところ、手違いで手続が遅れて同年6月になってしまったと思う。」旨供述していることから、同年5月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社B地区事業所における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記供述のとおり、事業主が、申立人のA社本社B地区事業所における資格取得日を誤って昭和55年6月25日として社会保険事務所に届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月1日から同年5月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和49年4月1日付けの辞令を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された辞令、A健康保険組合の加入記録及びA社が提出した社員カードの記録により、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社は、健康保険と厚生年金保険の資格取得日は同日とする取扱いであり、健康保険料だけ控除して、厚生年金保険料を控除しないことは考えられないので、当然、申立人の厚生年金保険料も控除していたはずである旨回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。給与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の給与明細書（賞与）において確認できる総支給額及び保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付す

る義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 15 年 2 月 6 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。そのため、一部期間の源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成 10 年分から 12 年分まで及び 14 年分の給与所得に係る源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる申立人の当該期間の標準報酬月額を基に試算した社会保険料に比べ、高額であることが確認できる。

また、上記源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額と、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を申立期間直前の標準報酬月額である 50 万円と想定した場合の社会保険料の試算額とを比較したところ、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成 10 年 2 月 9 日付けで行われた同年 1 月 1 日の随時改定により標準報酬月額を減額されている従業員は、申立人を含めて 25 人確認できるところ、そのうち、当該随時改定により、標準報酬月額が 30 万円から 17 万円に減額されている同僚から提出された 9 年 12 月分から 15 年 1 月分までの一部期間の給与明細書によると、当該随時改定直前の 9 年 12 月の標準報酬月額である 30 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

加えて、平成 10 年 2 月 9 日付けで行われた同年 1 月 1 日の随時改定により、標準報酬月額が 32 万円から 20 万円に減額されている従業員から提出された 13 年 12 月分から 15 年 1 月分までの給与明細書によると、当該随時改定直前の 9 年 12 月の標準報酬月額

である 32 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。したがって、申立人についても、源泉徴収票が無い 13 年において、上記同僚と同様に、当該随時改定直前の 9 年 12 月の標準報酬月額である 50 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該随時改定直前の平成 9 年 12 月の標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成12年8月から13年7月までは41万円、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月から16年1月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から16年2月1日まで

A社（後に、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額と比較して低く記録されている。平成12年6月分から16年2月分まで（平成15年6月分及び同年7月分を除く。）の給与明細書（工事部）、16年分を除いた申立期間の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社及びB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年8月から13年7月までは41万円、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月から15年12月までは26万円と記録されていたところ、16年1月22日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正され、同年2月1日まで継続していることが確認できる。また、申立人のほかに事業主一人が標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書（工事部）及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、上記遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、B社に係る滞納処分票により、同社は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、同社の事業主が社会保険事務所と対応していることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間において、A社及びB社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、申立人の業務は工事部責任者であり、社会保険

の業務には関与していなかった旨回答し、従業員も、申立人は工事の担当であり社会保険の業務に従事していなかった旨回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成16年1月22日付けで遡って行われた訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人に係る当該標準報酬月額の遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年8月から13年7月までは41万円、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月から16年1月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 4,000 円、17 年 12 月 15 日は 39 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 15 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同事務所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された「給料明細書（賞与）」により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給料明細書（賞与）」において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 4,000 円、17 年 12 月 15

日は39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 4,000 円、17 年 12 月 15 日は 37 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 15 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同事務所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された「給料明細書（賞与）」により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給料明細書（賞与）」において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 4,000 円、17 年 12 月 15

日は37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 4,000 円、17 年 12 月 15 日は 37 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 15 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同事務所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された「給料明細書（賞与）」により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給料明細書（賞与）」において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 4,000 円、17 年 12 月 15

日は37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 2,000 円、17 年 12 月 15 日は 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 15 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同事務所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された「給料明細書（賞与）」により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給料明細書（賞与）」において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 2,000 円、17 年 12 月 15

日は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 1,000 円、17 年 12 月 15 日は 33 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 15 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同事務所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された「給料明細書（賞与）」により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給料明細書（賞与）」において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 2 万 1,000 円、17 年 12 月 15

日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年3月1日、資格喪失日が49年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはC社から出向していたので、申立期間も継続して勤務していた。B社は、既に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された人事台帳等から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年7月の事業所別被保険者名簿の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年2月2日、資格喪失日に係る記録を同年4月2日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月2日から同年4月2日まで

A社B営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料手当支給明細を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所から提出された職員名簿及び申立期間当時の従業員の回答から、申立人は申立期間に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和45年2月分及び同年3月分の給料手当支給明細から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社B営業所は、「当時、各営業所の総務・経理に関しては、本社で行っていた。不明な点はあるが、本社が保管する職員名簿に申立人の記載があること、当時の経理担当者の名字と同じ印が給料手当支給明細に押されていること等から、当該明細は本社で発行されたものと思われる。」と回答している。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月分及び同年3月分の給料手当支給明細において確認できる保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社B営業所に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所

(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和46年10月から48年10月までは4万5,000円、同年12月は14万2,000円、49年1月は13万4,000円、同年2月は15万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は15万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は15万円、同年7月は9万8,000円、同年8月及び同年11月は13万4,000円、同年12月から50年9月までは17万円、同年10月は18万円、同年11月は20万円、同年12月から51年5月までは17万円、同年6月及び同年7月は19万円、同年8月から同年10月までは17万円、同年11月及び同年12月は22万円、52年1月は17万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月から53年2月までは22万円、同年3月は19万円、同年4月は17万円、同年5月から55年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から59年5月11日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、一般従業員で工事施工担当であり、また、申立期間当時に同社から発行された給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和46年10月から48年4月まで、同年7月から同年10月まで、同年12月から49年8月まで、同年11月から55年8月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、46年10月から48年4月までは4万5,000円、同年7月から同年10月までは4万5,000円、同年12月は14万2,000円、49年1月は13万4,000円、同年2月は15万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は15万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は15万円、同年7月は9万8,000円、同年8月及び同年11月は13万4,000円、同年12月から50年9月までは17万円、同年10月は18万円、同年11月は20万円、同年12月から51年5月までは17万円、同年6月及び同年7月は19万円、同年8月から同年10月までは17万円、同年11月及び同年12月は22万円、52年1月は17万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月から53年2月までは22万円、同年3月は19万円、同年4月は17万円、同年5月から55年8月までは20万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和48年5月及び同年6月の標準報酬月額について、申立人は保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、申立人から提出のあった当該期間の前後の期間における給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額であり、当該期間についても同様の保険料控除があったと認められることから、当該期間における標準報酬月額を4万5,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の経理担当者は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月から46年9月まで、48年11月、49年9月及び同年10月、55年9月から59年4月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和40年3月から45年8月までの期間の標準報酬月額については、A社は、当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給料支払明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和21年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を570円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から22年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間当時、A社に継続して勤務（昭和19年4月25日からC省（当時）に出向し、21年5月1日に復帰）していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間の直前までA社からC省に出向していたと供述しているところ、同時期に申立人と同様、C省に出向していた元同僚（B社から提出のあった同人の人事記録によれば、C省への出向期間は、昭和19年4月から21年4月まで）の厚生年金保険の加入記録は、A社本社D分室に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、昭和21年4月1日に資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した後、同社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年12月2日に資格を再取得しており、申立期間当時において加入記録が確認できる。

さらに、申立人が記憶する同職種・同年齢の元同僚二人についても、申立期間において、A社におけるほぼ継続した厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、B社の人事・給与厚生担当者は、「当時の資料は無いが、申立人は正社員として勤務していることから、厚生年金保険には加入していたと思う。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の元同僚（同年齢、同職種の者）の標準報酬月額の記録から、570円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月16日、資格喪失日が23年6月1日とされ、当該期間のうち、18年4月16日から19年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を18年4月6日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は11万8,000円、同年5月は32万円、同年6月から同年11月までは30万円、同年12月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月6日から19年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社と共に既に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の申立期間に係る賃金台帳及び出勤一覧表により、申立人は、同社に平成18年4月6日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成18年4月は11万8,000円、同年5月は32万円、

同年6月から同年11月までは30万円、同年12月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って行い、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における資格喪失日は、23 年 6 月 1 日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 6 月から同年 11 月までは 300 円、同年 12 月から 22 年 5 月までは 330 円、同年 6 月から 23 年 5 月までは 600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで
A 社が経営する B 店（後に、C 社。現在は、D 社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 21 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得したことが認められる。

また、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届においても、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 21 年 6 月 1 日と記載されており、上記被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、D 社が保管する人事管理台帳から、申立人が申立期間に B 店に勤務していたことが確認できる。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は記載が無く、申立人のほかにも複数の被保険者に資格喪失日の記載が無い。

しかしながら、上記被保険者のうち、申立人と同様に B 店に勤務していたとする者は、オンライン記録によると、同店の経営を引き継いだ C 社において継続して被保険者となっていることが確認でき、申立人についても、申立人が昭和 23 年 6 月 1 日に同社で被保険者資格を取得するまでは A 社の被保険者であったことが推認され、申立人の同社に

おける資格喪失日は同日とすることが妥当である。

なお、上記被保険者名簿において、申立人と同様に、複数の被保険者に係る資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、オンライン記録では当該被保険者の資格喪失日が記録されており、社会保険事務所における年金記録の管理が適切ではなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は23年6月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿において確認できる標準報酬等級から、昭和 21 年 6 月から同年 11 月までは 300 円、同年 12 月から 22 年 5 月までは 330 円、同年 6 月から 23 年 5 月までは 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 2 日から 45 年 4 月 1 日まで
平成 22 年 2 月頃、年金事務所の担当者がサンプルモニター調査で自宅へ来訪して年金記録の確認を行った際に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無く、受給した時期が退職後 2 年以上経過した昭和 47 年 5 月というのも納得がいかないの
で、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に係るA社B工場における厚生年金保険の資格喪失日から2年1か月後の昭和47年5月23日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社の退職後であって、上記脱退手当金支給決定日より約1年6か月前の昭和45年11月*日に婚姻し、改姓しており、申立人が当該請求をしたとすれば、改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に勤務したC社に係る厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初に被保険者となった当該期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から14年10月までの期間、16年7月から17年5月までの期間及び同年9月から18年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年1月から14年10月まで
② 平成16年7月から17年5月まで
③ 平成17年9月から18年8月まで

私は、国民年金保険料の督促状が届くようになって初めて保険料が未納となつていたことを知ったが、督促された期間を含む全ての未納保険料は勤務先近くの郵便局から分割して納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、婚姻後は妻に国民年金保険料を納付してもらっており、督促状が届くようになって初めて保険料の未納期間があることを知ったと説明しており、申立人に対して、当該期間直後の平成14年11月から16年10月までの未納期間の保険料について16年12月24日を督促指定期限とする督促状が同年12月10日に発行されていることが所轄年金事務所の督促記録で確認でき、当該督促状発行時点では当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間のうち、上記督促期間終期の平成16年7月から同年10月までの保険料を督促指定期限の翌日から2年以上経過した19年7月6日に納付したために、同年同月13日に還付・充当決議が行われ、当該納付済保険料の一部は17年6月から同年8月までの3か月分の未納保険料に充当処理されたことがオンライン記録で確認できること、申立期間③後の19年8月10日に納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で申立期間③の全部又は一部の期間の保険料が未納となつていたものと考えられること、申立人は、未納期間の保険料は全て同一金融機関から納付したと説明しており、当該金融機関では、平

成 15 年度以降に納付された保険料の領収（納付受託）済通知書を保存しており、当該金融機関で確認できる申立人の領収（納付受託）済通知書の納付期間、納付額及び納付年月日はオンライン記録で確認できる納付の内容と全て一致し、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人に係る平成 18 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された国民年金保険料等の金額は、同年内に督促を受けて一部納付した平成 14 年 11 月以降の過年度保険料額に当該年分を加えた額に近い額が記載されているが、上記のとおり、申立期間②の保険料（充当処理された 16 年 7 月から同年 10 月までのものを除く。）及び③の保険料に係る領収（納付受託）済通知書は無いことから、上記源泉徴収票の記載金額は実際の納付状況を反映したものとは言えず、ほかに申立人の当該期間の保険料が納付されたことを示す関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から13年1月までの期間、同年4月から同年8月までの期間及び14年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年9月から13年1月まで
② 平成13年4月から同年8月まで
③ 平成14年4月から同年7月まで

私は、結婚を契機にそれまで未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料のうち、納付可能な期間の保険料を遡って納付することとし、夫婦二人分の遡って納付する保険料と付加保険料を含む現年度保険料とを毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成12年9月の婚姻直後から夫婦二人分の過年度保険料及び現年度保険料を毎月一緒に納付していたと説明しているが、元夫の基礎年金番号は婚姻から2年以上経過した申立期間後の15年2月17日に初めて付番され、当該付番時点で20歳到達時の6年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認できるほか、当該付番時期当時は、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立人が婚姻当初から夫婦二人分の保険料を一緒に納付することはできなかった。

また、申立人は、申立期間①直後の平成13年2月及び同年3月の保険料を15年3月26日及び同年4月17日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点では申立期間①の保険料は時効により納付することができず、申立人が婚姻期間中の保険料を一緒に納付していたとする元夫の上記2か月分の保険料は、申立人とは別に同年4月2日に納付されており、申立期間②を含む13年4月から14年3月までの期間の保険料は15年5月29日に、申立期間③を含む14

年4月から15年3月までの期間の保険料は離婚後の16年5月26日にいずれも1年分をまとめて過年度納付されていることなどがオンライン記録で確認でき、婚姻期間中夫婦一緒に保険料を納付していたとする説明とは相違する状況となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、当時勤務していた会社の年末調整時には申立期間に係る国民年金保険料の控除申告をしていたはずと説明しているが、申立人が平成13年2月から14年4月まで勤務していた事業所作成の13年分の源泉徴収票及び14年8月から16年10月まで勤務していた事業所作成の14年分、15年分及び16年分の各源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額には国民年金保険料額は含まれていないことが確認できる。

- 2 さらに、申立人は、現年度保険料とともに付加保険料を納付していたはずと説明しているが、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は付加保険料納付の申出に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間を含む国民年金加入期間に付加保険料の申出をした記録は無いこと、婚姻期間中に保険料が納付済みとなっている平成13年2月及び同年3月の定額保険料は上記のとおり過年度納付していることが確認でき、付加保険料は、制度上、過年度納付することはできないことなど、申立人が申立期間当時に付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年7月まで
私は、平成10年12月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の保険料の納付方法及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に対して平成11年8月24日に、10年12月16日の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う第1号・第3号被保険者取得勧奨が行われたが、国民年金の加入手続がなされなかったため、12年8月21日に未加入期間国年適用勧奨が行われ、その後も加入手続がなされていないことがオンライン記録で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間、55年4月から57年3月までの期間及び同年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和55年4月から57年3月まで
④ 昭和57年10月から63年3月まで

私は、昭和36年4月から平成6年3月までの期間の国民年金保険料を全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付したとする申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるほか、申立人の夫は、申立人から保険料の納付時期、納付期間、納付方法、納付場所及び納付額に関することは聞いたことがないとし、申立人の子ども申立人から国民年金に関することを聞いたことがないとしており、当時の状況が不明である。

また、申立期間は4回、計210か月に及んでおり、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、当該市から市外に転出したことは無く、当該市及び当該市を管轄する社会保険事務所（当時）においてこれだけの期間について保険料の収納事務処理を誤ったとは考えにくい。

さらに、上記被保険者名簿の検認記録欄及び保険料納付記録欄には昭和54年度までの保険料納付年月日が記載されており、当該記録とオンライン記録との間に不整合な点は認められないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年12月まで

私は、昭和47年2月頃に会社を退職した後、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当初の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び付加保険料の納付の申出の時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法、納付頻度及び納付額に関する記憶は無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和49年1月頃に申立人の元夫と連番で払い出されており、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、元夫も申立人と同様に同年1月から保険料の納付を開始しており、申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号が記載された黄土色の国民年金手帳及びオレンジ色の年金手帳を所持しているが、申立人はこの2冊のほかに(国民)年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の付加保険料を含めた保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 12 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 60 年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和 60 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成元年 2 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、「息子は、現在所持している 3 年 2 月に再交付された年金手帳と当該手帳が再交付される前に紛失した手帳のほかには、これまでに別の年金手帳を所持したことはない。」と述べており、申立人が現在所持する再交付された年金手帳には、元年 2 月頃に払い出された手帳記号番号が記載されていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間直後の 62 年 1 月から 63 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の平成元年 3 月 29 日にまとめて納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付金額及び納付方法の記憶が曖昧である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月及び同年 5 月
私は、会社に再就職をした平成 14 年に、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、「申立期間の保険料の納付場所は、A金融機関かB金融機関あるいはコンビニであると思う。また、当該保険料の納付金額は記憶していない。」と述べているなど、申立期間の保険料の納付場所等の記憶は曖昧である。

また、申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどに伴い、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間に係る納付記録が漏れたり誤ったりすることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年7月までの期間、平成14年8月及び同年9月並びに15年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年7月まで
② 平成14年8月及び同年9月
③ 平成15年12月

私は、申立期間①については、明確な記憶は無いが、記録が抜けていたので申し立てた。申立期間②及び③については、当該期間の国民年金保険料を納付しないまま以降の期間の保険料を納付するということは不自然である。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされており、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、A市において昭和63年8月頃に払い出されていることが推認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、当該期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として管理されている上、申立人の所持する年金手帳によれば、「初めて上記被保険者となった日」は、「昭和63年5月20日」と記載されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②及び③について、申立人は、「当該期間の保険料を納付しないまま以降の期間の保険料を納付するということは不自然である。」と主張している。しかし、オンライン記録によれば、申立人は、平成14年4月から口座振替による保険料の納付を開始しており、14年度及び15年度の保険料は、毎月、原則として翌月末に引き落としが行われるべきところであるが、翌々月などに引き落とされている月が散見されることが

確認できることから、申立期間②及び③に係る保険料は、預金残高不足により振り替えられなかったものとするのが自然である。なお、オンライン記録によれば、申立人に対して17年7月12日に納付書が作成されていることが確認できるが、申立人は、「申立期間②及び③の保険料を過年度納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年7月まで

私は、平成4年6月頃に、A市B区役所で私と弟の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を弟の保険料と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年6月頃に、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、6年9月に、申立人の弟と連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人は、戸籍の附票によれば、申立期間及び当該手帳記号番号の払出しの時期において、A市に住所を定めていることが確認できることから、同一市において同一人に対し複数の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間直後の4年8月から5年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の6年9月12日にまとめて過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、私たち兄弟は学生であったため、保険料は母からもらっていた。」と述べており、申立人の母親が記録していた申立期間を含む平成4年1月から同年12月までの期間に係る家計簿を提出しているが、当該家計簿には、申立人兄弟に係る二人分の保険料の支出が毎月記載されているものの、前述のとおり、4年8月から5年3月までの期間に係る保険料が時効期限直前の6年9月にまとめて過年度納付されていることが確認できることなどから、当該家計簿の記録と保険料の納付状況には直接の関連性が無く、当該家計簿の記載が申立期間に係る保険料の納付を示す資料である

とは認め難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年7月まで
私の兄は、平成4年6月頃に、A市B区役所で私と兄の国民年金の加入手続を一緒に行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を兄の保険料と一緒に納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の兄は、平成4年6月頃に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、6年9月に、申立人の兄と連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人は、戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間及び当該手帳記号番号の払出しの時期において、A市に住所を定めていることが確認できることから、同一市において同一人に対し複数の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い上、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間直後の4年8月から5年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の6年9月12日にまとめて過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、私たち兄弟は学生であったため、保険料は母からもらっていた。」と述べ、申立人の母親が記録していた申立期間を含む平成4年1月から同年12月までの期間に係る家計簿を提出しているが、当該家計簿には、申立人兄弟に係る二人分の保険料の支出が毎月記載されているものの、前述のとおり、4年8月から5年3月までの期間に係る保険料が時効期限直前の6年9月にまとめて過年度納付されていることが確認できることなどから、当該家計簿の記録と保険料の納付状況には直接の関連性が無く、当該家計簿の記載が申立期間に係る保険料の納付を示す資料であるとは認

め難い。

加えて、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、このほか、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの期間、58 年 2 月及び同年 3 月並びに平成 5 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月
③ 平成 5 年 8 月

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、結婚前に区役所から国民年金保険料を 2 年間遡^{おぼ}って納付することができる旨の通知を受け取ったので、区役所窓口で納付した。婚姻後は、私の妻が私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 11 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③については、平成 8 年 4 月 15 日に被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点までは未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該記録整備時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在所持している昭和 62 年 11 月頃に払い出された国民年金の手帳記号番号が記載されている年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 63 年 4 月まで
私が高校を卒業して入社した会社の社長は、私が 20 歳になった時に国民年金の加
入手続をしてくれ、国民年金保険料を給料から控除して納付してくれていたはずであ
る。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社の社長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする会社の社長は、申立人の国民年金の加入手続はしておらず、保険料を給料から控除して納付した記憶も無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 6 年 10 月頃父親と連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、上記手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を 1 冊のみ所持しており、それ以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が勤務していた会社の社長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から平成7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から平成7年1月まで

私は、母から勧められ、平成元年前後に国民年金に加入した。加入手続時に20歳からの国民年金保険料を一括納付し、その後の保険料は郵便局で定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成元年頃に国民年金の加入手続をし、20歳からの保険料を一括納付したと説明しているが、加入手続をしたとする時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、遡って一括納付したとする保険料額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人に対し、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は、平成9年3月に付番されており、同年同月に申立期間直後の7年2月から8年3月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、国民年金に加入後、青色の年金手帳を交付されたと説明しているが、青色の年金手帳は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降に発行されるものであり、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 11 月までの期間及び平成元年 1 月から 2 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 61 年 10 月から 63 年 11 月まで
②平成元年 1 月から 2 年 10 月まで

私の国民年金保険料は、勤務先の会社が厚生年金保険の適用事業所になるまで勤務先の事業主が納付してくれ、私の給料から毎月天引きされていたことを憶えている。会社を退職した後は、自身で保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の勤務先の会社の事業主が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする事業主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるほか、申立人は、当該会社に就職した時期が曖昧であり、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年 6 月頃に払い出されており、保険料の納付書は、申立人の住所地の実家に送付されていたと考えられるが、申立人は保険料の納付書を勤務先の事業主に渡していた記憶が無いと説明しているなど、申立人の勤務先の事業主が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、保険料の納付方法、納付金額及び納付場所等の保険料の納付に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、会社を退職した後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、当該期間については、平成 19 年 1 月に申立人の被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができ

ない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12521 (事案 10688 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 49 年 3 月まで
私は、昭和 47 年 8 月に会社を退職し、その後、すぐに国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行った。加入当初は妻が自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月時点において申立期間の保険料は過年度保険料になるが、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする妻は、その頃に 1 年から 2 年分の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、国民年金手帳に被保険者資格の取得日が昭和 47 年 9 月 1 日と記載されていることから、その時期に加入手続を行ったと主張しているが、当該日付は被保険者となるべき日を示すもので、加入手続をした日又は保険料の納付を開始した日を示すものではないほか、申立人の所持する国民年金手帳には「昭和 49 年 6 月 29 日発行」の記載があることなど、これら主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 59 年 6 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、23 歳の頃に区役所から年金手帳と国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、それから 1 年ほどかけて過去の未納となっていた保険料を何回かに分けて納付すると同時にその年度分の保険料も納付し、その後は定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 9 月頃に払い出され、申立期間直後の 59 年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料が 61 年 10 月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点及び当該納付時点でいずれも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時に送付されてきた旧姓が記載された国民年金手帳を紛失したと説明しているが、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月

私は、平成9年7月20日に会社を退職し、同年8月1日に別の会社に就職した。10日間の厚生年金保険被保険者の資格喪失期間が生じたので、母が市役所支所で国民年金の再加入手続を行い、その後送られてきた納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親は、申立期間前の平成9年3月に夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、自身の第3号被保険者から第1号被保険者への資格種別変更の手続をしたので、申立期間について申立人の国民年金への再加入手続が必要とされることを理解していたと説明しており、母親自身の上記手続については自身の国民年金手帳に同年同月に第1号被保険者資格を取得した旨が記載されているが、申立人の国民年金の再加入手続に際して、母親は、申立人の国民年金手帳を持参して所要の手続を行ったとしているものの、当該手帳には5年4月1日の被保険者資格喪失後の申立期間について被保険者資格を取得した旨の記載は無いこと、申立人は同年同月同日に被保険者資格を喪失し、婚姻後の21年4月1日に第3号被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、申立期間は未加入とされていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から55年6月まで

私の夫は、昭和54年7月に婚姻届を区役所の窓口へ提出した際に、職員から私の国民年金の加入を勧められ、すぐに加入手続を行った。その後は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してきたが、加入手続前の未納期間の保険料については、一括で納付できなかったため分割で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする夫が遡って分割して納付したとする保険料額は当時の金額と大きく相違し、その後の期間の保険料の納付頻度、納付額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和57年8月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付することが可能であった申立期間直後の55年7月から57年3月までの保険料は納付されているものの、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人の夫は、保険料を遡って納付したのは1回のみであると説明しており、その納付期間は上記の過年度納付した期間と推測されること、申立人及びその夫は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年5月及び同年8月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月
② 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。その後は厚生年金保険適用事業所を退職するたびに私自身で国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付していた。平成2年4月に就職先が決まったので国民年金をやめる手続を市役所で行った際に、未納であった3か月分を一括で納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料額について、申立期間①当時は月1万円程度、申立期間②当時は1万2,000円から徐々に上がったと思うと説明しているが、その金額は当時の保険料額と相違しているほか、申立人は、平成2年4月に国民年金被保険者の資格喪失手続のため市役所に行き、申立期間②のうち同年1月から同年3月までの保険料を市役所窓口で一括納付したと説明しているが、申立期間当時に当該市の窓口では保険料は収納しておらず庁舎内の金融機関窓口で納付するよう案内されていた。

また、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職するたびに自身で国民年金の再加入手続を行い、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、国民年金被保険者資格の得喪記録がそれぞれ別々に記載されたと説明しているが、当該記録欄の申立期間①の被保険者資格の取得日が、「7年5月6日」と誤記された後に「昭和63年5月1日」と訂正されたことが確認でき、誤記された(平成)7年5月6日は申立期間後の平成6年8月11日に取得した被保険者資格を喪失した年月日と合致しており、申立期間及び6年8月11日から7年5月6日までの期間の被保険者資格の得喪記録はいずれも7年5月6日以後にまとめて記載されたものと推認できる。

さらに、申立期間は平成6年12月に国民年金の第1号被保険者期間として記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかったこと、この記録追加時点では申立期間の保険料は時効により納付することができなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12530 (事案 4458、7658、10699 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年3月までの期間の国民年金保険料並びに45年10月から49年6月までの期間及び62年1月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年3月まで
② 昭和45年10月から49年6月まで
③ 昭和62年1月

私たち夫婦は、私が昭和45年1月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、その後の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付し、45年10月からは、私の付加保険料も合わせて納付していた。申立期間①の定額保険料が未納で、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していることを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年7月頃に払い出されていることが確認でき、この払出時点では当該期間のうち47年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、所轄社会保険事務所(当時)の手帳記号番号払出簿でも、当該期間を含む44年から上記の手帳記号番号払出時点までの期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録が無く、また、申立期間②の付加保険料については、制度上、手帳記号番号払出時点から遡って納付すること、及び定額保険料を納付せず付加保険料のみを納付することはできず、申立期間③の付加保険料についても、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができないなど、当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月3日、22年6月16日及び23年4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行

われている。

今回、申立人は再々々申立てを行い、申立人の義妹から、申立人夫婦が国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は昭和46、47年頃から62年ぐらいまでの期間に関するものであり、納付していたとする時期を特定することができず、当該期間には納付済みと記録されている期間も含まれており、また、申立人の妻の店で勤務していた元従業員から当時の保険料の納付状況について聴取してほしいとの要望が申立人からあったが、元従業員から、申立人が付加保険料に加入していると聞いたことがあるとの証言が得られたものの、この証言内容は45年頃から62年ぐらいまでの期間に関するものであり、加入していたとする時期を特定することができず、当該期間には付加保険料を納付済みと記録されている期間も含まれているなど、申立人の義妹及び元従業員のいずれの証言も当初の決定を変更するに足りる具体的な説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12531 (事案 8591、10700 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月まで

私たち夫婦は、夫が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、その後の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人及びその夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を一緒に納付していたとする夫も、昭和 45 年 1 月は国民年金の未加入期間であり、同年 2 月から 48 年 3 月までの期間の自身の保険料が未納となっているほか、申立人は、夫が昭和 45 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した直後から夫婦の保険料を納付し始めたとしているが、夫の国民年金手帳の記号番号は 49 年 7 月以降に払い出されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①について再申立てを行うとともに、申立期間②及び③について新たに申立てを行っているが、申立期間①については、再申立てにおいても、委員会の当初の決定を変更するに足る新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の保険料を夫婦一緒に納付していたと説明しているが、申立人は自身の前回の申立て並びに夫の前回及び前々回

の申立てにおける説明内容から、当該期間の保険料を納付していたかどうかに関して記憶が曖昧である。申立期間②は、申立人は当該期間の保険料を納付していたとしているが、前回の申立て並びに夫の前回及び前々回の申立てにおいては、自身の保険料の免除申請を行った記憶もあると説明しているほか、昭和 59 年度の保険料の免除申請が昭和 59 年 7 月 2 日に行われ、同年 8 月 7 日に免除処理が行われていること、及び 60 年度の保険料の免除申請が 60 年 6 月 28 日に行われ、同年 7 月 12 日に免除処理が行われていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、平成 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妹から、申立人夫婦が国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は昭和 46、47 年頃から 62 年ぐらいまでの期間に関するものであり、納付していたとする時期を特定することができず、当該期間には納付済みと記録されている期間も含まれているなど、当初の決定を変更するに足りる具体的な説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成5年3月まで
私は、20歳を少し過ぎた頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続後に1か月1万2,000円くらいの保険料を数か月分遡って納付したと説明しているが、その額は申立期間当初の保険料額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年6月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳では申立人は国民年金の被保険者資格を申立期間直後の5年4月1日に取得したことが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人は上記手帳以外の年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から42年9月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は妻が納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続をしたとする申立人から聴取することができないため、加入手続の状況が不明である。

また、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号は昭和40年12月頃に払い出されており、申立期間に含まれる同年4月から42年3月までの保険料は、45年7月から47年6月までに実施されていた第1回特例納付により遡って納付されていること、42年4月から同年9月までの保険料は同年7月に納付されていることが妻の特殊台帳で確認できる一方、申立人の手帳記号番号は、申立人が申立期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の44年11月に払い出されており、オンライン記録では申立期間は厚生年金保険期間に含まれた国民年金の未加入期間と記録されており、特例納付を含め保険料を納付することはできなかつたほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 42 年 2 月まで
私の母は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区では、印紙検認方式により保険料を収納する方式であったが、申立人は検認印が押された年金手帳を母親から受け取った記憶は無く、保険料の集金人が自宅を訪問するのを見たこともないと説明している。

さらに、昭和 57 年 12 月 14 日に作成された年度別納付状況リストでは、申立期間の保険料は未納と記録されているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 58 年 10 月 12 日まで
② 昭和 58 年 10 月 12 日から 64 年 1 月 1 日まで
③ 平成 2 年 8 月 10 日から 9 年 2 月 1 日まで
④ 平成 9 年 8 月 15 日から 19 年 2 月 16 日まで

A 社 (B 社と合併。現在は、C 社) に勤務した申立期間①、B 社及び C 社に勤務した申立期間②及び D 社 (現在は、E 社) に勤務した申立期間③の厚生年金保険及び船員保険の標準報酬月額並びに F 社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の支払額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までのうち、昭和 52 年 5 月から同年 8 月まで、53 年 1 月から同年 7 月まで、54 年 3 月、55 年 12 月、56 年 1 月、同年 5 月から 63 年 11 月まで、平成 2 年 8 月から 9 年 1 月まで、同年 9 月から 10 年 7 月まで及び同年 10 月から 19 年 1 月までの期間の標準報酬月額について、申立人から提出のあった給与支給明細書等において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、上記特例法の対象に当たらない期間のうち、昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで、58 年 6 月から同年 9 月まで、59 年 1 月から同年 3 月まで、同年 6 月から同年 11 月まで、60 年 1 月から同年 3 月まで、同年 6 月から同年 9 月まで、61 年 1 月から同年 3 月まで、同年 7 月から同年 9 月まで及び 62 年 1 月から同年 3 月までの船員保険に係る標準報酬月額並びに平成 3 年 10 月から 4 年 9 月まで、6 年 10 月、12 年 7 月から同年 9 月まで及び 13 年 10 月から 19 年 1 月までの厚生年金保険に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当時の最高等級が記録されている。

また、申立期間③についてはG厚生年金基金の記録（平成 2 年 9 月 5 日から 3 年 2 月 27 日までの期間を除く）、申立期間④についてはH厚生年金基金から企業年金連合会に移換された記録の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

なお、申立期間③のうち、平成 2 年 9 月 5 日から 3 年 2 月 27 日までの期間については、オンライン記録によると、申立人は I 社における船員保険の被保険者であったことが確認できるところ、E 社は、人事記録から当該期間も D 社の従業員であり、船に乗っている期間は船舶所有会社の船員保険に加入させていた旨回答している。

一方、申立期間①のうち、昭和 52 年 4 月、同年 9 月から同年 12 月まで、53 年 8 月から 54 年 2 月まで、同年 4 月から 55 年 11 月まで及び 56 年 2 月から同年 4 月までの標準報酬月額については、給与支給明細書が無いものの、C 社から提出のあった申立人の A 社及び B 社における厚生年金保険被保険者台帳及び船員保険被保険者台帳によると、当該期間の申立人の標準報酬月額は、両事業所に係る事業所別被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。なお、申立期間②のうち、昭和 63 年 12 月については、申立人が C 社を退職した月であるが、同社における給与は当月払い、保険料控除は翌月控除であることから退職月においては 2 か月分の保険料が控除されること、当該月の給与支給明細書から 1 か月分に相当する保険料が控除されており、同年 12 月の保険料控除は確認できない。

また、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額に係る記録に不自然な訂正は見当たらない。

次に、申立期間④のうち平成 9 年 8 月、10 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、給与支給明細書が無いものの、当該月の前後の期間における給与支給明細書の保険料控除額は同額であり、報酬月額もほぼ同額であることから、当該月においても同程度の給与の支払を受け、同程度の保険料が控除されていたと判断することが妥当である。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び④のうち、上記給与支給明細書が無い期間及び保険料控除が確認できない期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 15 日から 37 年 12 月 31 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、元上司及び総務担当者に照会を行ったものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたとする供述が得られず、勤務実態を確認することはできない。

また、申立人と同じ钣金工であり、同時にA社において被保険者資格を取得した従業員は、申立人について、当時、同社が受注増により一時期要員不足となったことから、同一敷地内にあった他社から派遣されてきた従業員の一人であったと思われるが、申立期間の勤務状況については分からない旨供述している。

さらに、勤務期間は特定できないものの申立人と一緒に勤務していたとする塗装工であった従業員は、自身は昭和 32 年から 35 年までの間はA社の請負業者の下で勤務をしていたが、同期間の厚生年金保険の加入記録は無く、申立人も同様に請負業者の下で勤務していたと思う旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21866 (事案 1534 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 26 日から同年 6 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、各期間とも適用事業所になっていない等の理由で記録を訂正できないとの通知を受けた。

今回新たに提出できる資料は無いが、申立期間①において病院に通院し健康保険証を使用していたことを証言してくれる友人を思い出したので、再度調査して各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 38 年 7 月 1 日から 46 年 3 月 26 日までであり、申立期間①及び②は適用事業所となっていないこと、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、同社において 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入した従業員は、申立期間①に国民年金に加入しており、46 年 3 月 26 日に被保険者資格を喪失した従業員は、同月から厚生年金保険料が控除されていなかったと供述していること等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、申立期間①においてA社の健康保険証を使用し病院で受診したことを証明できる友人を思い出したので、調査してほしいと再度申立てを行っている。

しかしながら、当該友人は、申立期間①に申立人が病院で受診したことは記憶してい

るが、申立人が使用した健康保険証については記憶していないため、当該友人から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできない。

また、申立人が申立期間①及び②に受診したと供述している3か所の病院に再度照会を行ったが、いずれの病院も申立期間当時のカルテ等を保存していないと回答しているため、病院から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできない。

以上のことから、今回、申立人が主張する新たな情報は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、出産後の育児休業期間であったが、平成 20 年 9 月 30 日まで同社に在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が平成 20 年 9 月 30 日までA社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 20 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、資料が残っていないため、申立期間の厚生年金保険料を控除したかどうかは不明であると回答しているため、元事業主から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が適用事業所でなくなった平成 20 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員に照会したが、申立期間の保険料が控除されていたかは不明であると供述しているため、元従業員から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社が加入していた健康保険組合から提出された「健康保険資格証明書」の写し及び年金事務所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」の写しによると、申立人の社会保険の資格喪失日は、いずれも平成 20 年 9 月 30 日となっていることが確認できる。

なお、A社の事業主は、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を提出していないと供述しており、上記「健康保険資格証明書」の写しによると、事業主から同申出書が提出されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 4 月 25 日まで

A社に監査役として勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、当該期間を通じて給料は変わらず月額5万円であったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間①及び②当時の資料が無いため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除について、不明と回答しているため、同社から申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した従業員のうち、住所の判明した 1 名に照会したが回答が無いため、従業員から、当該期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人は、社会保険事務所（当時）への手続は自ら行ったが、届出内容は記憶していないと供述しており、当該期間当時の給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡及して標準報酬月額の減額訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月16日から41年12月30日まで
年金加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、申立期間以前の初めて勤務した事業所では脱退手当金を受け取った覚えは有るが、A社を退職後に脱退手当金をもらった覚えは無く、自ら手続をしたことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計12ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年12月30日の前後2年以内に資格喪失した27人の脱退手当金の支給状況を調査したところ、13人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む12人が約6か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、当該支給記録の有る者のうち二人は、申立人と資格喪失日が同日であり、かつ、同日に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年1月27日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、申立期間以前の55か月間の厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給したことを認めており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかにも申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月17日から38年5月1日まで
ねんきん定期便が届いたときに脱退手当金を受給していたことを知った。脱退手当金を受給したという通知に対して撤回することはできないと思い、仕方がないことと思っ何も対応しなかったが、あるとき、友人から年金に関する手続を行った旨の話を聞いて申立てを考えた。脱退手当金は受給していないので支給記録を取り消し、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年5月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす38人の支給状況を調査したところ、33人について支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む29人は資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、当該支給決定の記録が有る者のうちの3人が、事業所が脱退手当金の請求手続を行った旨供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年7月15日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から27年8月16日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和28年6月9日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人は、当該事業所を退職後、結婚してA県からB県へ引っ越したので、A県において脱退手当金を受け取れるはずがない旨申し立てているが、脱退手当金の支払については、当地払いのほか隔地払いの方法もあり、隔地払いの場合、居住地近くの金融機関で受領できるものであることから、遠方へ引っ越したことをもって脱退手当金の受給ができなかったとは言えず、このほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月10日から39年12月25日まで
平成4年頃、社会保険庁(当時)から通知が来て、脱退手当金を受給していることを初めて知った。脱退手当金が支給された記録がある時期にはまだA社を退職しておらず、脱退手当金も受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の事業所別被保険者名簿に記載されている、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和39年12月25日まで在籍していた女性従業員は、全員で3人いたことが確認できるが、このうち脱退手当金の受給要件を満たす者は、申立人と事業主の妻(申立人の母)の二人のみであり、これらの者の支給状況を調査したところ、いずれも資格喪失日から2か月後の40年3月1日に支給決定がなされていることから、当該二人は、同時に脱退手当金の請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から21年3月まで

A社B工場(名称変更前は、C社B工場)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社B工場に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された履歴書によると、申立人は、昭和18年4月から21年3月までA社B工場に勤務と記載され、また、D社から提出されたE社(現在は、F社)職員録によると、申立人は、昭和18年12月20日現在、C社B工場で電気課係員として勤務の記載が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に、A社B工場で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社B工場又はC社B工場は、労働者年金保険又は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、昭和17年1月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法が施行されていたが、同法の適用対象は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたところ、上記履歴書及び職員録によると、申立人は、G大学理工学部電気工学科を卒業後、C社B工場で電気課に所属していたことから判断すると、申立人は労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

さらに、申立人が勤務したA社B工場は外地であるところ、「外地ニ勤務スル者ノ取扱ニ関スル件」(昭和19年7月4日付け厚生省保険局長通知)によると、外地所在の事業所に使用される者については、厚生年金保険法の適用は無いが、一時的に国外の事

業所に勤務する場合で国内の事業所との間に引き続き使用関係が存続し、当該事業所で報酬を支払っている場合は被保険者として取り扱うことに支障は無い旨記載されている。申立人の同社における使用関係については、上記職員録から同社の本社も外地に位置していたことが確認できることから判断すると、申立人は、国内の事業所と使用関係は無かったとうかがえる。なお、申立人の妻は、「申立人は大学を卒業後単身H国に渡り、I社を経てA社B工場に入社した。」旨供述している。

加えて、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳から、上記職員録で確認できる申立人と同じ電気課で勤務した従業員について調査したが、申立期間に労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者記録を有する者を確認することはできなかった。

なお、A社J支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、F社は、「A社とは別会社であるため、申立人の労働者年金保険及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで

A社(B社を経て、現在は、C社)D支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が従前より低い。給与明細書等の資料は所持していないが、当時は毎年昇給しており給与が減額されたとは考えられないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本店及び同社D支店を含む他の複数の支店に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 39 年 5 月 1 日の同社本店による厚生年金保険の適用の一括手続により、同社本店において同日付けで被保険者資格を取得した者のうち、申立人と同年代の同僚及び従業員は 26 人いるが、そのうち 23 人(申立人を含む。)の標準報酬月額が従前と比較して減額されていることが確認できる上、申立人を含む当該同僚及び従業員の被保険者記録において、申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

また、当該標準報酬月額が減額された複数の同僚及び元従業員並びに申立人は、申立期間に係る給与明細書などの保険料控除が確認できる資料は所持していないとしている。

さらに、A社D支店で経理担当をしていた元従業員は、「同社では、社会保険事務所(当時)から年に一回、賃金台帳等の調査を受けていた。また、複数の担当者で給与計算及び社会保険事務を行っていたため、特定の従業員の標準報酬月額を故意に減額させることは考えられず、会社としては適正に給与事務等を行っていたと思う。」旨供述している。

なお、C社は、申立期間当時の資料は保管していないとしており、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 1 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年末の 31 日は休みだが、昭和 56 年 12 月 31 日まで在籍していたことは確かであり、当時の給与支給明細書を提出するので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで及び申立期間を含む 56 年 2 月から同年 12 月までの給与支給明細書を提出しているところ、いずれの給与支給明細書においても 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、B 社は、「給与は月末締めで当月払い、保険料は翌月控除である。また、月末退職である場合は退職月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除していた。」旨回答し、また、申立人から提出された A 社が作成した昭和 56 年 9 月 30 日付けの健康保険厚生年金保険標準報酬月額決定通知書によると、同年 9 月に随時改定された保険料は同年 10 月以降の給与から控除する旨の記載が確認できる。

なお、申立人は、「上記期間以外の給与支給明細書は所持していない。」とし、B 社は、「当時の賃金台帳は保管していない。」旨それぞれ供述している。

以上のことから、A 社では、昭和 48 年 1 月から 56 年 1 月までの間に厚生年金保険料の控除方法が当月控除から翌月控除に変更されたと考えられるが、控除方法が変更された時期においても厚生年金保険料が毎月控除され続け、その結果、オンライン記録で確認できる申立人の同社に係る被保険者期間より 1 か月多く保険料が控除されていたとも考えられる。

一方、申立人及び複数の従業員は、「A 社では、年末は 30 日までの勤務である。」

旨供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 47 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 30 日までとなっており、また、B 社は、「申立人の退職日は昭和 56 年 12 月 30 日であるため、同年 12 月 31 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたと思われる。」旨供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様、昭和 56 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した従業員は、「自分は身体上の事情から 12 月の途中で勤務はしてないが、有給休暇が残っていたので退職日は 12 月末日で会社に提出したのにもかかわらず、資格喪失日は同年 12 月 31 日となっている。」旨供述している。

以上のことから判断すると、申立人の申立期間における在籍を推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 56 年 12 月 31 日となることから、仮に、申立期間に係る保険料が控除されていたとしても、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月から31年10月1日まで
A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員の供述等から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年6月1日であり、申立期間のうち26年11月から27年5月31日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和27年6月1日から31年10月1日までの期間について、申立人は、A社の事業の特殊性から、複数の従業員を同時期に採用することは無かった旨供述しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、複数の従業員の資格取得日が同一の日付となっていることが複数回にわたり確認できることから、同社では、入社日の異なる従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得手続をまとめて行っていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会し、回答のあった5人は、A社に入社してからおおむね1年以上経過した後、厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨回答している。

加えて、A社は既に解散し、事業主とも連絡が取れず、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

その上、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和31年10月1日と記載され、同社が厚生年金保険の適用事業所となった27年6月1日から31年9月30日までの期間において、当該事業所別被保険者名簿に記載された健康保険証番

号（健康保険の整理番号）に欠番は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで

A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社後ほどなく海外勤務となり、航空機の乗務員として勤務していた。当時の写真を所持しており、勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局が保管している資料によれば、申立人は、昭和 18 年 10 月 1 日付けで、A社の従業員の身分を有したまま海軍の無待遇嘱託者となり、B支部（現在のC国に所在）で勤務したことが記録されていることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、「外地ニ勤務スル者ノ取扱ニ関スル件」（昭和 19 年 7 月 4 日保発第 410 号厚生省保険局長通知）により、申立期間当時の厚生年金保険法の適用範囲は、内地（現在の日本国内）に限られており、外地（内地以外）には適用されていなかったことが確認できる。

また、A社は終戦により解散し、申立人が日本国内での勤務地であると供述している同社D支所も、昭和 20 年 9 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない上、同社D支所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間当時、A社D支所に勤務した3人の従業員に照会したが、同支所から外地の事業所へ赴任した従業員の名前を記憶している者はおらず、外地の事業所へ赴任した者の厚生年金保険加入記録を確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社D支所に係る記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から6年3月31日まで

A社の経理担当役員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における3年11月から4年9月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同年12月3日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、同日において、同年10月以降の標準報酬月額を50万円とする定時決定の記録が取り消され、標準報酬月額を9万8,000円とする処理が行われていることが確認できる。

また、A社の22人の従業員の標準報酬月額が、同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、複数の従業員は、申立人が経理担当役員であったとしているところ、申立人は、A社が厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）から従業員の標準報酬月額を減額訂正するよう示唆され、事業主と一緒に報酬月額の訂正届を提出したとしていることから判断すると、申立人は、同社において社会保険手続の権限を有していた経理担当役員として当該減額訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、経理担当役員として自らの標準報酬

月額減額訂正を行いながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、遡って記録が訂正された形跡が無く、5年10月の定時決定処理により10万4,000円と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録とA社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の申立人の標準報酬月額は一致している。

このほか、申立人の主張する当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年11月21日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人は、同社において昭和44年12月11日に厚生年金保険の資格を取得し、50年6月21日に資格を喪失後、同年11月21日に同社において再度資格を取得しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は同年6月20日、資格取得日は同年11月21日と記録され、申立期間における厚生年金保険と雇用保険の記録は符合しており、申立人の同社における申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A社は、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない上、同社の事業主は、連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険に加入している者は、申立人が当時の実質的な経営者であったとする者一人のみであるが、同人は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は同僚8人の姓又は氏名を記憶しているところ、このうち申立期間以前の昭和48年までに被保険者資格を喪失していた同僚6人を除く二人については、オンライン記録及び雇用保険の記録によると、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できない。

また、上記同僚二人のうち、申立人が経理担当者であったとする者は既に死亡してお

り、残る一人に、申立期間における厚生年金保険料の控除について照会したが、回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 59 年 8 月まで

A 社（現在は、B 社）の経営する C 店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には D 職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の経営する C 店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いと申し立てている。

しかしながら、B 社は、当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないが、当時の経理担当者から、A 社が経営していた C 店に勤務していた従業員については、社会保険の手続きは行っていなかった旨の回答を得たとしている。

また、申立人は前任者一人と同一職種の同僚二人の姓を記憶しているところ、上記 3 人のいずれも、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において加入記録は確認できない。

さらに、申立期間に A 社において厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に、申立人の勤務実態等について照会したが、回答のあった 7 人全員が、申立人を記憶しておらず、また、同社において申立人と同一職種であった者は確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において、国民年金保険料を納付している上、申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 29 日から平成 4 年 12 月 21 日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が報酬月額に比べて低額であるので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していないとすることから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、B社は、社会保険事務所（当時）には、報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出て、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人とほぼ同時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同年代の従業員 6 人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同額（15 万円）である上、このうち、当時の給与明細書を保有している従業員の厚生年金保険料控除額は、当該従業員に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月 1 日から 28 年 1 月 14 日まで
② 昭和 29 年 11 月 16 日から 30 年 12 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社では、申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしている。

また、申立人は同僚4人の姓又は氏名を記憶しているが、このうち3人は連絡先が不明であり、連絡先の判明した一人は、申立人を記憶していないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 3 月 1 日に、同社において被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先の判明した7人及びB社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人と同日に退職し、被保険者資格を喪失したことが確認できる従業員のうち、連絡先の判明した二人の計9人の従業員に、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった4人は不明としており、そのほかの者からは回答が得られないことから、確認することができない。

加えて、上記通知書により、申立人が被保険者資格喪失時に、健康保険証を返納していることが確認できる。

また、B社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年

金保険被保険者資格喪失確認通知書により確認できる申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社に昭和 42 年 4 月 1 日に入社し、営業職として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前月より減額された記録となっている。減額は理解できないので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び同社に係る閉鎖事項全部証明書に記載されている元代表取締役は所在が不明である上、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立期間における申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までに資格取得して申立期間に被保険者記録がある従業員のうち、3人は、申立人と同様に申立期間に標準報酬月額が下がっていることが確認できるところ、当該 3人のうち一人は死亡しており、二人に照会したが回答が得られないことから、これらの者から申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月28日から21年2月1日まで
疎開先のA県B市でC社D製作所及び同社が社名変更したE社D製作所（適用事業所名は、同社B管理事務所）で同社本社（現在は、F社）に転勤になるまで勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、C社D製作所において、昭和20年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月28日に資格を喪失後、21年2月1日に同社が社名変更したE社D製作所において再度資格を取得しており、20年11月から21年1月までの申立期間の被保険者記録が無いが、当該期間においても同社で勤務していたと申し立てている。

しかし、F社は、同社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失届から、申立人を昭和24年4月29日まで雇用していたが、当該喪失届以外の資料は保有していないので、雇用の始期、厚生年金保険被保険者資格取得届、保険料の控除及び納付については不明であると回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社B管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者記録のある者が5人確認できるが、5人全員の連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、従業員3人が申立人と同様に昭和20年11月28日に被保険者資格を喪失し、21年2月1日に再取得しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。また、3人全員の連絡先が不明であることか

ら、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 2 日まで
② 昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 4 月 30 日まで

A社が倒産したときに、同社の常務取締役がB社を立ち上げ、引き続き経理担当として勤務した申立期間①及びC社に経理部長として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間①のうち、昭和 44 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までについて、申立人の雇用保険の加入記録によると、同年 4 月 21 日から同年 10 月 31 日まで、事業所名は明らかでないが同一の事業所で加入していることが確認できるところ、申立人が同年 4 月 21 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該期間は同社に勤務していたと認められるが、オンライン記録によると、同社は同年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までは適用事業所でないことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当社は、申立人をA社の事業主から依頼されて雇ったが、事故を起こしてほとんど会社に出て来ない時期があり、当社において被保険者期間となっていない期間があるのはそのためだと思う。」とする旨供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿で加入記録がある4人のうち、上記事業主及び申立人を除く二人について、一人は申立人を記憶しておらず、一人は所在が判明しないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、申立人が同社に在籍したという書類が一切見当たらず、申立期間②当時の事業主にも確認したが何も分からなかった旨回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社において経理部で自身の部下だったとする同僚一人の氏名と、同僚二人の姓を記憶しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、一人の被保険者記録は確認できたが、既に死亡しており、二人の被保険者記録は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間②に加入記録がある従業員のうち住所が判明した17人に照会したところ、回答があった10人全員が申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、D厚生年金基金は、申立人のC社における加入記録は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 9 月 30 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、当時の賃金台帳等を保管していないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人と同職種のタクシー乗務員であった8人に自身の入社日及び試用期間について照会したところ、入社日を記憶している5人のうち、3人は、同社では試用期間があった旨回答しており、上記被保険者名簿によると、当該入社日を記憶している5人は、入社日より4か月から3年6か月後に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時、A社で勤務していた従業員一人は、同社は入社後試用期間があり、当該期間は正社員となっておらず、厚生年金保険は未加入で、厚生年金保険料は控除されていないと思うとしている。

加えて、複数の従業員のオンライン記録及び雇用保険の記録によると、A社では、雇用保険と厚生年金保険とは同時には加入手続を行っていないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月から 21 年 8 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは履歴書から確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、A社の代表者を特定することができない。

さらに、申立人の子は、A社における申立人の上司及び同僚等の氏名を知らず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人の子は、A社はB社の旧社名であるとしているが、B社から提供のあった「厚生年金保険被保険者台帳」に申立人の名前は無く、同社は申立人の雇用の事実は無かったとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、7人から回答があり、その全員が申立人のことを記憶しておらず、B社の従業員からは、申立人の勤務の実態について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 3 月 20 日まで

A社(現在は、B社)C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同工場は、当時、軍需工場であり、徴用工として働いた。昭和 19 年 6 月 1 日徴兵検査の結果、第二乙種と認定され、軍の指示により 1 か月間体位向上を目的とした合宿をし、その後元の工場に戻った。徴用期間中は、自由に転職、離職ができなかったため昭和 20 年 4 月 1 日の入隊直前までは、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が主張するA社C工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、勤務先は、申立人の主張するA社C工場ではなく、同社D工場となっており、同工場における資格取得日は昭和 17 年 5 月 28 日、資格喪失日は 19 年 6 月 1 日と記録されているところ、当該資格喪失日は、申立人が供述している徴兵検査の日と一致しており、同年 6 月 1 日以降のA社C工場における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、B社の現在の担当者は、「当時のC工場に係る男子工員索引簿には、申立人と同じ姓名のものが確認できるが、生年月日が記載されていないため、申立人の確認はできない。また、申立期間当時の勤務状況及び保険料控除については、不明である。」旨回答している。

さらに、申立人は、「昭和 20 年 4 月 1 日にE部隊に入隊した(国内)。」旨供述しているところ、兵籍記録を管理している当時の本籍地であるF県G部に兵籍に係る記録を照会したところ、申立人に係る兵籍は、確認できない。

加えて、申立人は、「昭和 19 年 6 月に徴兵検査及び体位向上を目的とした合宿後、

元の工場に戻り引き続き勤務をした。」旨供述しているが、上記厚生年金保険被保険者台帳には、軍による徴集又は召集の記録は無い。

一方、申立期間当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 において、被保険者となった者が陸海軍に徴集又は召集された場合の期間については、被保険者及び事業主の保険料納付義務を免除するとともに被保険者として認める旨規定されている。このことから、申立人が徴集又は召集されたか否かを確認するため、申立期間に A 社 B 工場に勤務していた元従業員 15 人に、申立人及び元従業員自身の徴集又は召集について照会したところ、4 人から、「徴集又は召集について記憶は無い。」旨の回答があり、申立人が徴集又は召集されていたことについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21913 (事案 15428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 18 日から 40 年 5 月 21 日まで
② 昭和 51 年 9 月 30 日から 55 年 3 月 5 日まで

タクシードライバーとして、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社に、入社して1年半ほどたった頃に、同社はD社に買収され、移籍した記憶がある。また、C社はE区に所在していたとの記憶がある。申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務の確認できる資料が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないなどの理由により、記録訂正を行うことができないとする決定通知を受け取った。

しかし、通知文によると、両社に勤務したことが確認できないとする結論には納得できない。新たな資料や情報は無いが、再度審議の上、各申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を認めてほしいことから再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①にA社に勤務していたと主張しているが、B社は、「申立期間の資料は保管しておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同じく昭和 40 年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、回答のあった3人全員は、「被保険者資格の取得日と入社時期はほぼ一緒である。」と回答している上、従業員の一人は、「A社は、当時のタクシー会社としては珍しく採用時に辞令を渡すなど、人事関係の事務手続は不備なく適正に行われていたと思

う。」と供述している。

さらに、申立人は、A社に入社して1年半ほどたった頃、D社に移籍した記憶があると主張しているが、B社の現在の総務担当者は「D社がA社を買収したのは昭和41年12月だった。」と回答していることから、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは考え難い。

申立人は、申立期間②にC社に勤務していたと主張しているが、同社は、「保管してある人事資料等を確認したが、申立人に関する資料が無いため、申立人を雇用していた事実はない。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、回答のあった3人全員が申立人を記憶していなかった。

さらに、C社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している4人の従業員の雇用保険の加入記録を確認したところ、4人全員が厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録は符合していることが確認できたが、申立人のC社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、E区に所在していたC社に勤務したと主張しているが、運輸局から提出のあった同社に係る事業所台帳の写しにより、同社は昭和42年12月にE区からG区に移転しており、申立期間②当時の所在地はG区であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由から、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、平成23年3月9日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の申立てにあたり、申立人は、「新たな資料は無いが、A社及びC社に勤務したことが確認できないとする結論には納得できない。このため、再度審議の上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人の主張を確認できる新たな資料は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年7月27日まで
② 昭和35年11月15日から36年7月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同支店に昭和30年4月1日より勤務していたことは確かなので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社D支店に勤務した申立期間②の標準報酬月額が報酬月額よりも低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「申立人は昭和30年4月1日から正社員として勤務していた。」旨回答しているところ、同社が提出した申立人に係る在職証明書には「昭和30年4月1日訓練開始」と記載されており、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社が加入するE健康保険組合が提出した申立人の同組合における加入記録によると、申立人のA社C支店における健康保険の資格取得日は、昭和30年4月1日と確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料は保存期間経過のため残っておらず、当時の厚生年金保険の加入についての取扱い及び申立人の厚生年金保険料控除の有無については不明である。」旨回答している。

また、申立期間①にA社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を有する従業員26人のうち、所在の判明した12人に照会したところ、10人から回答があり、そのうち8人は自身の記憶する入社日と資格取得日との間にそれぞれ約1か月から約4か月の空白期間があることが確認できる。

さらに、上記回答のあった従業員のうち一人は、「申立人を含め4人が同期入社である。」旨供述しており、当該4人のうち申立人を含む3人が記憶する入社日は、昭和30年3月25日、同年3月26日、同年4月1日であるところ、いずれの者についても厚生年金保険の被保険者資格の取得日は同年7月27日で一致していることが確認できる。

加えて、上記申立人と同期入社の従業員の一は、「全従業員に試用期間は無かったと記憶しているが、業種が金融業ということもあり、当時は身元保証が無いと正式な社員として扱われず、親や親族等と身元保証契約が成立した者から厚生年金保険にも加入させていたと思うので、資格取得日に個人差があるのではないかと思う。」旨供述している。

以上のことから、A社C支店においては、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、上記のとおり、B社は申立期間当時の資料は保存していない上、申立人は申立期間②に係る給与明細書を保有していないことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間②にA社D支店において厚生年金保険の被保険者資格を有する従業員20人に給与明細書の有無について照会したところ、13人から回答があったものの、給与明細書を保有している者はおらず、当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人はA社C支店から同社D支店に異動した際（昭和35年11月15日）に標準報酬月額が減額されているところ（2万2,000円から2万円に減額）、申立期間②前後において、同社C支店から同社D支店に異動している業務内容が同じ従業員4人のうち、二人は異動時に標準報酬月額が増額され、他の一人は同額のままであり、残りの一人は減額されている。当該4人はいずれも自身の給与額が標準報酬月額と相違しているか否かについては不明である旨回答しているが、標準報酬月額が減額されているのは、申立人のみではないことが確認できる。

加えて、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においては、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 51 年 3 月 31 日まで勤務していたので、資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 51 年 3 月 30 日と記録されており、申立人の申立期間における勤務が確認できない。

また、B 社は、「申立人の申立てどおりの届出は行っていない。申立人に係る人事表では、申立人の勤務期間は、昭和 50 年 4 月 1 日入社、51 年 3 月 30 日退職となっている。本人が退職日を同年 3 月 31 日と勘違いされていると推測する。」旨回答している。

さらに、C 企業年金基金から提出のあった申立人の厚生年金基金の加入員記録によると、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日に A 厚生年金基金の加入員資格を取得し、51 年 3 月 31 日に資格を喪失しており、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 50 年 4 月 1 日付けで新規に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性従業員は 727 人おり、そのうち 56 年までに退職した者 435 人のうち、月末退職者が申立人を含めて 63 人確認できるが、翌月 1 日が資格喪失日となっている者は一人もいない。

また、上記の従業員 63 人のうち、所在が判明した 30 人に照会したところ、二人から退職時の状況についての回答があり、このうち一人は、「私自身の退社日について、当時の上司から「書類上こうなりますから。」といったような説明で 1 日早い日付をいわれ、釈然としないまま「そうですか。」といった記憶がある。」旨供述している。

さらに、他の一人は、「私は 3 月いっぱいまで退職したいと人事部に申し出たが、3 月

30日付けで退職せよという答えだった。自分の都合で辞めるのだから文句を言わず、そのまま30日付けで辞めた。」旨供述している。

加えて、他の従業員一人から提出のあったA厚生年金基金における加入員記録によると、当該従業員は昭和50年4月1日から51年9月29日まで同厚生年金基金に加入しており、また、同様に提出のあった雇用保険被保険者離職票において確認できる離職日は51年9月29日であり、いずれも当該従業員のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から31年7月11日まで

A施設に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低額になっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A施設に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がオンライン記録において、1万円とされている（当該期間の標準報酬月額は、「厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、標準報酬月額が1万円に満たないものがあるときは、これを1万円とすることとなっている。）が、実際の報酬額は1万3,000円程度であったと主張している。

しかしながら、申立期間当時に申立人の勤務が確認できるA施設は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同施設に勤務していた従業員の労務管理を引き継いでいるB労務担当部署は、「申立人の記録は確認できない。」旨供述していることから、申立人の申立期間に係る事業主の届出・保険料納付等について、確認することはできない。

また、申立人の申立期間におけるA施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額は、昭和29年7月1日から同年11月9日までの期間は1万円（8級）、同年11月9日から30年10月1日までの期間は9,000円（7級）、同年10月1日から31年7月11日までの期間は1万円（8級）であることが確認できる。

さらに、当該標準報酬月額は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の標準報酬月額の記録と全て一致している。

加えて、申立人が記憶する同年齢・同職種の前同僚二人の標準報酬月額を確認したが、申立人の標準報酬月額は、他の同僚の記録と比較しても、高額、あるいは同程度であり、低額であるとの事情は見当たらない。

なお、A施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 21 日から平成 9 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務した始期と終期の年月までは明確でないが、継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が分割し設立されたとされるB社の複数の元従業員による「時期ははっきりしないが、申立人がA社に勤務していたのは覚えている。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社及びB社の当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

そこで、B社で申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の元同僚に照会したところ、「私は、A社の後にB社に勤務した。A社は、元々厚生年金保険には加入しておらず、個人で国民年金に加入していたが、従業員の増加に伴い、厚生年金保険の加入希望者が増え、それらの人は組織を別にしてB社を設立した。」又は「A社では厚生年金保険に加入できず、自分で国民年金に加入したと思う。」旨供述している。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入記録において、昭和 60 年 11 月 1 日に資格取得し、平成 9 年 5 月 2 日に資格喪失していることが確認できる上、国民年金のオンライン記録において、昭和 59 年 10 月から 63 年 8 月までの期間について、納付記録が確認できるなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができない。

なお、B社における申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 8 年 7 月 30 日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年9月から5年10月までは53万円、同年11月から8年6月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月27日付けで、遡って3年9月から6年10月までは8万円、同年11月から8年6月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社が厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）に相談に行き、その際、社会保険事務所から厚生年金保険の適用事業所でなくするように言われたため、健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を作成して提出したと供述している。

さらに、A社の元取締役は、同社の社会保険事務の担当は申立人であり、厚生年金保険の加入をやめる旨の説明を申立人から受けたと供述していることから、申立人は同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 25 日から 45 年 10 月 27 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も勤務しており、自分より後に入社した同僚が自分より先に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと主張しているところ、同社の業務を行っていたB事業所の元事業主である申立人の義兄は、申立人はA社の業務を行っていたが、同社の従業員ではなく、B事業所の従業員であったと供述している。また、申立期間当時のA社の従業員及びB事業所の申立人の同僚も、申立人はA社の従業員ではなく、B事業所の従業員であったと供述しており、申立人は、同事業所から給与の支払を受けていたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間に同事業所の従業員として、A社の業務に従事していたと推認される。

しかしながら、B事業所の元事業主である申立人の義兄は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員を採用してから6か月以上の試用期間が経過した後、従業員から厚生年金保険に加入したいとの申出があった場合に、A社に厚生年金保険の加入手続の依頼をし、同社で厚生年金保険に加入させていたが、申立人から申立期間に厚生年金保険に加入したいとの申出があったかどうかについては不明であると供述している。

また、A社は、当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における雇用実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

一方、申立人が、申立人より後に入社しながら先に厚生年金保険に加入しているとする同僚は、B事業所に入社した際、厚生年金保険に加入したいとの申出をし、試用期間

が経過した後に厚生年金保険に加入したと思うと供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びオンライン記録の申立人の被保険者資格取得日は一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月4日から29年1月27日まで
② 昭和31年12月25日から34年12月21日まで

平成22年に年金事務所で年金記録を確認した際、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、申立期間の脱退手当金については、受給した記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和35年5月21日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である34年12月21日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む11人中9人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む6人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた一人は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年5月21日の直前の同年5月2日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から47年3月25日まで
平成20年7月に、申立期間に脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
申立期間の脱退手当金については、請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したA社を退職後の昭和47年12月8日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上に、当該脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である47年3月25日から約8か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は、申立期間の後にもA社に再び勤務しているが、当該勤務期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、同じA社に勤務した期間であるにもかかわらず、申立期間の記号番号とは別の新たな記号番号となっている。これは、脱退手当金が支給されたために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21936 (事案 1764 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月1日から33年2月1日まで
② 昭和33年2月1日から36年4月21日まで
③ 昭和39年2月1日から41年5月1日まで

私は、前回、A病院又はB病院に勤務していた申立期間①及びC県立D病院に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記録が無いこと並びにE社に勤務していた昭和41年5月16日から42年5月11日までの期間及びF病院に勤務していた42年7月22日から44年9月18日までの期間について脱退手当金が支給されたこととなっていることに納得がいかず、第三者委員会に申立てを行った。

その結果、脱退手当金の支給記録の取消しについては認められたものの、申立期間①及び③に係る記録の回復については認められなかった。

しかし、私は、申立期間①及び③については、確かに申立ての事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、前回の申立ての際に、G病院に勤務した申立期間②に係る脱退手当金を受給したと私が答えた記録が第三者委員会にあるとのことだが、私は、そのようなことを言った覚えは無く、当該脱退手当金については、請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間②に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が申立期間①において勤務していたとするA病院又はB病院は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、同病院における申立期間①当時の事業主や同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできないことなどを理由として、

また、申立期間③については、申立人が当該期間において勤務していたとするC県立D病院は、当該期間当時の資料を廃棄していることから、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況についても、不明としている上、申立人が氏名を記憶していた同僚の一人についても、申立人と同様に同病院における厚生年金保険の加入記録が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成21年3月11日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、新たな資料の提出は無いものの、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る脱退手当金については、申立人のオンライン記録において、申立期間②に勤務していたG病院を退職後の昭和36年12月6日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、前回の申立てにおいて、申立期間②の一度目の支給記録に係るG病院に勤務した期間に係る脱退手当金については、受給したが、二度目の支給記録に係るF病院に勤務した期間に係る脱退手当金については、「経済的に余裕ができたため」受給しなかったとして、G院に勤務した期間に係る脱退手当金についてのみ記録訂正の申立てを行い、G病院に係る脱退手当金については、申立てを行っていないが、今回は、「G病院に係る脱退手当金については、受給していない。」と主張している。

しかし、申立期間②に係る脱退手当金の支給記録について、訂正の申立てを前回は行わず、今回行う理由は曖昧であり、申立人から聴取しても、申立期間②に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から41年7月24日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを初めて知った。
しかし、当該脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したA社の退職後に申立期間に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、A社の退職時及び退職後は、退職金を含め一時金は1円ももらっていないとするのみで、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から33年10月21日まで
私には、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有るが、請求したことも、受給したことも無いので、当該脱退手当金は、誰にどのように支払われたのかを、平成19年頃から社会保険事務所（当時）に調べてほしいとお願いしてきた。第三者委員会には、今回、改めてその点を調べて、教えてほしい。その上で、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和33年12月18日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年10月21日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者19人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、19人全員に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む18人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の元従業員は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求したものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和33年12月18日に近接した同年11月14日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年10月21日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 10 日から 36 年 4 月 11 日まで
厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について昭和 36 年 9 月に脱退手当金が支給された記録があることを初めて知った。しかし、申立期間に勤務したA社を退職した昭和 36 年 4 月にB地区の専門学校に入学しており、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 36 年 9 月 26 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年 4 月の前後各 5 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む 11 名中 10 名について支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書の「支給の状況」欄には、脱退手当金支給額や支給年月日の記載がある上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 4 月 11 日から約 5 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月15日から23年5月22日まで
平成22年にA年金事務所の期間照会の回答で、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、私は、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを、そのときまで知らなかった。申立期間の脱退手当金については、請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立人が申立期間に勤務したB社C工場を退職後の昭和23年7月10日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録が有るところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、当該オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されているとともに、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である23年5月22日から約1か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21941 (事案 683 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月から 38 年 12 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、再度申し立てる。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする「A社」の特定ができない上、社会保険事務所(当時)の記録から、「A社」が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができないこと、ii) 申立人は、社会保険事務所の記録から、申立期間のうちの昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成 20 年 10 月 8 日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できずとし、再度申立てを行っているが、申立事業所に勤務していたことは確かであると説明するのみで、これを裏付ける資料等を含めて、新たな資料等の提出も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。